平成２５年（フ）第４７４号
新潟市江南区元町３丁目４番33号、前住所新潟市江南区元町３丁目５番45号
債務者　中林　玲子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８７号
新潟市中央区本町通11番町1820番地　イレブンアームス311号
債務者　瀬戸　栄紹
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０１号
新潟市江南区曽野木１丁目２番２　曽野木住宅おうばい棟1046号
債務者　梅田　勝志
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０３号
新潟市中央区姥ヶ山４丁目14番１号
債務者　鈴木　和麻
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２０号
新潟市中央区日の出１丁目14番15号　たなべ荘102号、前住所新潟市南区戸頭1033番地１ブルーフェアリー201号
債務者　曽我　　凌
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２１号
新潟市中央区日の出１丁目14番15号　たなべ荘102号、前住所新潟市南区戸頭1033番地１ブルーフェアリー201号
債務者　曽我アヤ子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５５号
岐阜県羽島郡岐南町みやまち３丁目46番地
債務者　赤木　義邦
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４５６号
岐阜県羽島郡岐南町みやまち３丁目46番地
債務者　赤木　末子（旧姓志知）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８６１号
神戸市須磨区奥山畑町２　ヨハネ会ヨハネ寮、住民票上の住所神戸市垂水区桃山台７丁目９番地の15
債務者　田代永次こと　徐　　永載
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７６号
神戸市中央区小野柄通２丁目１番５―502号、従前の住所神戸市兵庫区下沢通５丁目３番15―404号
債務者　松井　克也
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５７号
神戸市垂水区下畑町字下代147番地　201号
債務者　後藤　清志
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６６号
神戸市垂水区下畑町字谷川1979番地　石坂文化２階左
債務者　長江みちえ
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７０号
神戸市東灘区住吉南町５丁目６番21号　サコタマンション501号
債務者　小林　尚行
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０５号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目20番22号レオパレス山口202号、前住所兵庫県姫路市広畑区才550番地　市営中河原住宅８棟819号
債務者　木村　麻耶
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７１７号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目24番１―507号
債務者　藤原のり子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字芝429番地１
債務者　油野　智美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１００号
福岡県田川郡添田町大字添田1092番地の10県営峰地団地６棟104号
債務者　築原　智之
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部